

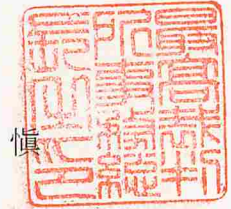
最高裁秘書第625号

令和3年3月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和2年11月10日付け（同月12日受付、第020637号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生に対する修習の停止の開始日は、修習の停止処分が司法修習生に告知された時点であるかどうか分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。